



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

北千住法律事務所

No. 124 2012年8月8日

発行

北千住法律事務所

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2F

TEL 03(3870)0171 FAX 03(3881)7471

広告責任者 東京弁護士会所属 所長 黒岩 哲彦

<http://www.kitassenju-law.com/>

弁護士 青柳 孝夫	弁護士 小寺 貴夫	弁護士 柿沼 真利
弁護士 鎌田 正紹	弁護士 菅本 麻衣子	弁護士 橋澤 加世
弁護士 黒岩 哲彦	弁護士 船崎 まみ	弁護士 金沢 幸彦 事務局一同



3.11震災後の裁判所の動向を問う

3.11震災・原発被害からの復旧・復興のために、今こそ、憲法25条の生存権や憲法13条の幸福追求権を活かすところが私たちが希求することです。しかし、裁判所は私たちの期待を真正面から否定して、憲法に逆行する一連の判決を出し続けています。

私は、憲法25条の意味を問い、現代の朝日訴訟と言われている東京生存権裁判と、憲法9条の原点を確認する東京大空襲訴訟を担当しています。東京生存権裁判については、最高裁第3小法廷は本年2月28日、東京大空襲訴訟については東京高裁第23民事部は本年4月25日に判決を言い渡しました。この2つの判決は、もちろん争点・論点は違うのですが、共通して、結論は国による人権侵害の現状から目をそらして被害者の救済を拒否をし、判決理由は過去の判例を引用するだけというお粗末なものです。東京生存権最高裁判決は、まともな憲法解釈をしないばかりか、事実認定に関しても、「高齢加算のある家庭の貯蓄純増は1万4926円」という、信じられない認定をしています。東京大空襲東京高裁判決は、空襲被害者の人権侵害と被害回復という、司法の本来の任務を放棄したものであり、到底受け入れることができないものです。

憲法25条や9条の分野だけではなく、遺棄毒ガス訴訟、公害環境訴訟、薬害訴訟、労働裁判等の分野でも、人命軽視と経済優先主義の一連の判決が出されています。

私たちは、この事態も打ち破るために、世論に裁判所の現状を訴え、人権侵害被害者や市民と力を合わせて、「裁判所の逆流を許すな」「憲法を活かした判決を」「裁判所は憲法を活かせ」と求めていきます。

所長 弁護士 黒岩哲彦

御相談は まずはお電話を ☎03-3870-0171 (受付時間 平日●AM10:00~PM6:00)

INDEX

- アスベスト池内労災裁判 ……2
- さよなら原発／憲法をつどい ……3
- 弁護士ごあいさつ ……4・5
- 法律相談 ……6
- 身近な疑問にお答えします ……7
- 被災者支援／事務局より ……8

アスベスト池内労災裁判

弁護士 鎌田正紹

東京地方裁判所は、6月28日、足立土建の組合員だった故池内甚一郎さんが肺がんで死亡したのはアスベストが原因であるとして、妻の康子さんが国を相手に労災支給を請求した裁判で原告勝訴の判決を言渡しました。これは、康子さんからの遺族補償請求を不支給とした足立労基署の処分を取り消すもので、これにより、康子さんは、平成18年6月の請求時にさかのぼって遺族補償の支給を受けられることになりました。

アスベストによる肺がん労災が認められるためには、アスベスト（石綿）ばく露と肺がん発症との間に因果関係の存在が必要であり、石綿肺・胸膜プラークなどの医学的所見の存在が求められます。

甚一郎さんは、43年間に亘って大工・棟梁として建設作業に従事し、アスベスト含有建材を切断加工したり、鉄骨吹付のときに立会うなどして大量の石綿にばく露してきました。

しかし、甚一郎さんは平成11年に死亡しており、レントゲン写真もCT画像も残っておらず、国は、石綿ばく露を示す医学的所見がないとして、請求を斥けてきました。

原告側は、裁判で、石綿肺と胸膜プラークの所見があること、石綿ばく露の実態・ばく露濃度から因果関係があることを主張し、医師の証言、同僚のレントゲン写真の提出、ばく露状況の映像化、甚一郎さんのばく露濃度の推計等あらゆる面から立証を重ねました。

判決は、石綿肺の所見は認めませんでした。が、甚一郎さんと長年に亘って同じ職場で建設作業に従事した同僚2名に明確な胸膜プラークが存在することに着目しました。

そして、同僚2名より長期間石綿ばく露作業に従事した甚一郎さんにも胸膜プラークが存在する可能性があり、認定基準に準じて評価すべきとし、また、同僚2名よりも石綿の累積ばく露量は上廻るとして、医学的所見と累積ばく露量の両面から業務起因性（因果関係）を認めたのです

（注・胸膜プラーク（胸膜肥厚）は、肺に入ったアスベスト繊維が胸膜に堆積するもので、同僚2名の胸膜プラークは厚さが1~2cmもあり、同僚2名・甚一郎さんが大量の石綿ばく露を受けたことを証明する大きな裏付けとなりました）。

この裁判は、石綿救済法に基づくものです。同法は、すき間のない救済を立法趣旨として平成18年3月に施行されましたが、実際の認定では、医学的所見の存在を強く求めており、医学的資料がない、あるいは乏しい事例では、ほとんど救済されてきませんでした。

その点で、レントゲン写真もCT画像もない本件で、同僚の医学的所見（胸膜プラーク）を根拠として救済したことは、画期的な司法判断であり、今後の認定行政に大きな影響を与えるものと思われます。

平成18年6月からまる6年、あきらめずに闘った池内康子さん、康子さんを支えた家族・親族の皆さん、そして強力に支援してきた足立土建・東京土建の皆さん、労災請求を牽引し支えた松館・岩崎さん、医学的所見を解明した医師の藤井先生、アスベストセンターの外山さん（濃度推計）・斉藤さん（認定行政）、大勢の人の力が結集し、一丸となって闘って勝ちとった勝利だと思います。

7月12日、国は控訴を断念し、判決は確定しました。これまで応援いただいた皆様

方に心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました（弁護団は、鎌田、吉村、水田、橋澤、金沢が担当しました）。

勝利報告集会にて



6.28
勝利判決



7・16

さよなら原発 10万人集会

@代々木公園

弁護士 柿沼真利

昨年3月11日に発生した震災に伴う、東電福島第一原発爆発事故以来、「脱原発」を求める声が高まっています。

こここのところ、毎週金曜日には、首相官邸前で、多くの人達による脱原発要請行動が行われ、話題になっています。

野田政権によって関電大飯原発の再稼働が強行されましたが、なお、脱原発を求める動きは止められません。

そんな中、7月16日には、東京・代々木公園にて、「さよなら原発10万人集会」が開催されました。私は、同集会の運営委員会委員スタッフとして、同集会に参加してきました。同集会では、作家の大江健三郎さん、僧侶の瀬戸内寂聴さん、音楽家の坂本龍一さんなど各界の著名人が、参加し、メインステージ上で、脱原発に向けてのメッセージを送っていただきました。午後1時30分からは、代々木公園から、新宿方面、原宿方面、渋谷方面の3方面に分かれて、脱原発を訴えるパレードを行いました。私は、新宿方面に向かうグループの出発地点で、案内係を行ってしま



したが、参加者が非常に多いことで、パレードの最後尾の方々が出発できたのは、パレード開始から4時間経った午後5時30分頃という状態でした。この集会には、主催者発表で17万人（警察発表で、7万5000人）の方々が、参加し、マスコミにも大きく取り上げられました。

「原発」と「人権」が、両立し得ないことは、今回の原発事故で明らかです。いち早い脱原発の実現を目指して頑張っていきたいと思います。



私は、会場で手に入れた小森さんの著作「ことばの力」を読みました。「ことば」にすぎない日本国憲法に、明らかな「軍隊」であ

また、「ともしび」に「出前うたごえ喫茶」を依頼し、ピアノ伴奏のある歌唱指導で、「上を向いて歩こう」や「花」「手のうた」など数曲を参加者全員で歌いました。元気が出た集会でした。



5・18

憲法の集い

@竹の塚地域学習センター

弁護士 小寺貴夫



5月18日夜、「9条の会」の小森陽一さんをお呼びして、竹の塚地域学習センターで「私たちの暮らしと憲法を考える集い」を開きました。この集いは82年から始めて、今年で31年目。280人が参加しました。

小森陽一さんは、今の政治の閉塞感と橋下・維新ブームについて、ちょうど、93年代前半に自民党政治の行きづまりから日本新党ブームが起きた当時と酷似していること、同じ政治手法が使われる可能性を指摘して、私たちは当時の状況をよく思い出して、同じ轍を踏まないようにと訴えました。

る自衛隊を規制してきた「力」があること、それはアメリカとこの国の支配勢力が敗戦後も天皇制を維持するために主権者が天皇から国民に代わるだけでは足りず9条を受け入れることが必要だったこと、支配勢力自らが9条を制定しながら、主権者が交代して国民主権となったために容易に変更できなくなったことに根本がありました。だから9条の「力」は、私たち国民の反戦平和の誓いと9条の理念を現実化させる意思や世論に負っています。改めて、国民主権と9条の意義の大きさを実感しました。



残暑お見舞い

Masatsugu Kamata

弁護士 ● 鎌田 正紹

最近3本の映画（①ショージとタカオ②核の傷：肥田瞬太郎医師と内部被曝③一枚のハガキ）を見ることができました。①はえん罪との闘い（布川事件）、③は戦争のむごさを掘り下げて描いており、感動しました。②は広島原爆で被曝した肥田医師の闘いを描き、内部被曝の深刻さを訴えています。映画の製作は2006年ですが、今日原発・放射能問題を予言・警告したものとなっています。あらためて問題の奥深さと事の重大性を痛感しました。



Tetsuhiko Kuroiwa

弁護士 ● 黒岩 哲彦

生存権裁判と東京大空襲訴訟の2連敗です。3.11震災後の裁判所の逆流傾向を打ち破るために、実践家や理論家など多くの方から学びたいと切実に思っています。先日亡くなられた元最高裁判所裁判官で戦後刑事法学の基礎を築いた団藤重光先生の『法学の基礎[第2版]』と『わが心の旅路』を学びました。団藤先生は、「公害訴訟の成果は、精力的な民衆運動なしにはありえない」と喝破されています。意気消沈する暇などはありません。



Mami Funasaki

弁護士 ● 船崎 まみ

当事務所に入所して早くも半年が経過し、会社法務、高齢者の財産管理、離婚、相続、原発被害の損害賠償等、地域の方々の幅広い問題に関わる機会をいただき、日々研鑽を重ねる日々を送っています。「困難な状況にある人への法的アクセスの拡充」という目的から、刑余者の方や野宿者の方の相談活動にも取り組んできました。不況、震災被害等打開策が見えない問題が山積する中で生きづらさに苦しむ人が増えていることを感じますが、希望を失わず、多くの方が前を向いていける社会に一步でも近付けるよう私自身も努力を重ねていきたいと思えます。



Kakinuma Masatoshi

弁護士 ● 柿沼 真利

私は、東京都立学校の卒・入学式における国旗「日の丸」・国歌「君が代」の強制事件の弁護団に参加しています。同事件では、本年1月16日に、教員らに対する懲戒処分の一部を違法として、これを取消す一部勝訴判決が、最高裁で出されました。東京都による日の丸・君が代強制に対して、一定の「歯止め」が掛けられたのです。この最高裁での成果を今後さらに活用し、大阪での「あの動き」にも歯止めを掛けなければなりません。



い申し上げます

Takao Kodera

弁護士 ● 小寺 貴夫

先日、霧ヶ峰(車山)高原に行ってきました。運よく梅雨の谷間の好天に恵まれ、槍・穂高、乗鞍、御岳、八ヶ岳、蓼科と白樺湖、ほぼ360度で日本の山々が見えました。まだ柔らかい木々の緑に湿原地塘。重なる山々と青い空、白い雲。ニコウキスゲはまだでしたが、レンゲツツジが山肌一杯に咲いていました。絵のような絶景に、鋭気を養って、変わらぬ自然であって欲しいとの思いを強くしてきました。



Maiko Sugamoto

弁護士 ● 菅本麻衣子

北千住法律事務所に入所して2年半が過ぎました。この2年半はいろいろなことがありあっという間でしたが、この事務所に入ってよかったと思っています。今年4月には敦化遺棄毒ガス被害事件で敗訴判決をうけしばらく意気消沈しておりましたが、現在の裁判所は世論にとっても敏感ですので、皆様のご支持があれば、勝利できるものと信じております。現在の政治や、生活保護バッシングなどを見ておきますと、市民一人一人の行動や発言が、日本の政治を少しずつ動かしていることを痛感します。よりよい社会をつくるために、市民一人一人が、人権について深く学び、できることを行うことが今こそ大切ではないかと考えております。



Kayo Hashizawa

弁護士 ● 橋澤 加世

弁護士になってからずっと取り組んできたアスベスト事件が二つあります。その一つである労災不支給処分の取消訴訟が、先日、判決言渡しの日を迎えました。原告、弁護士、満員の傍聴席、皆が緊張して静まりかえった法廷に、裁判長からの勝訴判決が響きました。その瞬間、傍聴席からは「やった!!」の声と拍手。私も、涙が出ました。もう一つの首都圏建設アスベスト訴訟も、9月26日に東京地裁で判決が言渡されます。こちらも期待を高めています。



Yukihiko Kanazawa

弁護士 ● 金沢 幸彦

入所したばかりのころ、各種団体の旗開きに参加させていただいたり、地域の皆様のもとにご挨拶に伺ったりしました。当事務所が長年お付き合いさせていただいている方々と親しくお話しをさせていただいたのは、大変ありがたかったです。その中で、いままでの結び付きの深さを実感するとともに、弱者切り捨てが横行するこんな時代だからこそ、今後はより深く連携を深める必要があると思いました。よろしくお願いたします。



INFORMATION

北千佳法律相談セミナーを開催します

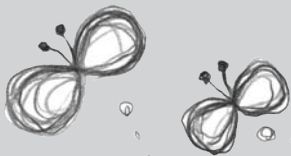
●第1回目のテーマは『遺言』です

日時 10月26日(金) 午後2時～4時

場所 シアター1010 11階 視聴覚室

講師 橋澤加世 弁護士

お申し込みはお早めに!



参加費無料
&
先着順

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

北千佳法律事務所は1974年の開設以来、常に皆さまとともに歩み、東京下町の市民向け法律事務所として大きく成長しました。

そのご相談内容は、紙面では紹介しきれませんが、実に多岐にわたります。また“リピーター”のお客様も数多く、行きつけの病院のような位置付けをしていただいております。

ですが、やはり法律事務所に相談に行くのは行きづらいうちというお声もまだまだ多く聞こえてきます。さらに身近な存在となるために、当事務所の弁護士による『公開講座』というかたちで、皆さまと定期的に接点を持ち、お役に立ちたいと思っております。

このセミナーでは、特に皆さまの関心が高く、社会的にも需要の高まっているテーマを取り扱います。

第1回目のテーマは『遺言』です。お集まりいただいた皆さまとの質疑応答なども交え、実践的な内容でお送りする予定です。

～最近の法律相談より～

セクシャル・ハラスメント

私は中小企業の社長ですが、社員から、「上司からセクハラを受けた」と相談を受けました。どう対応したらいいのでしょうか？

▶セクシャルハラスメントは、「相手の意に反する性的言動」と一般的に定義されています。

性的関係を迫る、体を触るなどはもちろんですが、「〇〇さんは結構遊んでいる、お盛んらしい」「処女に見えるけど処女じゃないでしょ」などの発言もセクシャルハラスメントに当たります。

セクシャルハラスメントは支配された関係で起こりますので、被害者はセクハラをどこかに相談したりするとやめさせられるのではないかと、同僚や上司などに相談してもあなたが職場を乱すのが悪いと言われるのではないかなどと思いついて、なかなか被害者は被害を表に出して相談することが難しいのです。一度食事など何かの誘いにOKしても、本当はそのOKはいやいやだった、ということもあります。相談をしたところあなたが悪いんじゃないかと言われてますます精神的に打撃を受けることもあります。ですので、相談を受ける側にたったときは、茶化したり軽く見たりせず事情を聴くことが大事です。

▶現在、雇用機会均等法で、企業にはセクシャルハラスメントによって労働者が不利益を受けたり就業環境が害されたりすることのないよう、相談に応じ適切に対処するための体制を整備するなどの措置義務が課せられています。そこで、企業には、相談窓口を設置する義務、全社員を対象にセクハラ研修・啓発を普段から行う義務などがあります。中小企業であっても、相談窓口などを設置しておくことが必要です。

▶もし、セクシャルハラスメントをうけているという方がいらしたら、一度弁護士にもご相談ください。必ずしも裁判を起こさなくても、相談すること自体で何かが変わることもあります。また、セクシャルハラスメントをうけたという相談を受けたがどうしたらいいかわからない、相談窓口をどうしたらいいか、という企業の方も、是非弁護士にご相談ください。

弁護士 菅本麻衣子



身近な疑問に お答えします

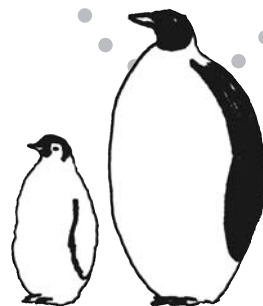


弁護士に債務整理を
依頼したら、
わたしの個人情報は
どうなりますか？

多重債務状態にある方が、弁護士に「債務整理」を依頼しようとした場合に、もし、弁護士に依頼すれば、いわゆる「ブラックリスト」に自分の名前が載ってしまい、今後一切、金融機関からキャッシングしたり、買い物の際にクレジットカードの利用ができなくなってしまうの、と不安に思われる方がいらっしゃいます。

そこで、いわゆるこの「ブラックリスト」なるものについて、ご説明させていただきます。

弁護士 柿沼真利



皆さんが利用する消費者金融業者などの金融機関は、貸付を行う際に、貸し倒れの危険などを避けるために、「信用情報機関」と提携しており、自社が取引しようとする顧客の信用性に関する情報（例えば、破産したことがある、弁護士から債務整理の受任通知がきたことがある、支払が滞っている、など）の提供を受け、その信用性を判断します。また、金融機関は、自社が現に取引している顧客に、信用性に関する事情（例えば、破産した、弁護士から債務整理の受任通知がきた、支払が滞っている、など）が発生すると、これを、情報として、信用情報機関に提供します。この信用情報機関の管理している情報が、いわゆる「ブラックリスト」と呼ばれているものです。この信用情報機関は、民間の団体で、情報は、5年間ほど管理していると言われています。例えば、ある人が、弁護士に債務整理を依頼し、受任通知を出した場合、それを受けた金融機関は、「弁護士から債務整理がきた」旨の情報を、信用情報機関に提供します。これにより、今後、その人が、金融機関からキャッシングしようとなると、その金融機関は、信用情報機関にある情報を見て、その方に金銭の貸付けを行うか否かを判断することになります。



ただ、例えば、いわゆる過払金が発生している可能性がある場合、過払金の請求をしたいが、弁護士に依頼して受任通知を出してしまうと、「ブラックリスト」に載ってしまい、今後、金融機関からの借入れ等ができなくなるのではないかと心配して、過払金請求できない、と言う方もいらっしゃるかも知れません。

この場合、金融機関によっては、最初に「債務整理」としてではなく、「自己情報の開示請求」として、取引履歴の開示を求め、その履歴に基づいて、過払金が発生していることを確認した上で、その支払を請求するという方法を採用することで、信用情報機関に債務整理を行うことの情報が行くのを避けることができます。



震災からまもなく、1年半がたとうとしています。東京の三つの弁護士会が共同で主導して立ち上げた原発被災者弁護団も、結成から1年となり、現在は300名を超える弁護士が有志で参加しています。

当事務所からも三名の弁護士が、この原発被災者弁護団に参加し、都内に避難されてきた方や、避難できずに福島にとどまりながらも不安な生活をされている方の相談を受け、東京電力に対する賠償請求等の業務をおこなってきました。

賠償請求の準備をする中で、被災者の方の様々な声に触れました。「仕事も家も全て無くした。どうやって生きていけばいいかわからない。」「本当はお金の問題じゃないんです。ただ家族一緒に、元通りの生活がしたいだけです。」「いつまでもくよくよしていられない、前を向いて進まなくてはいけない。自分を奮い立たせ、けじめをつけるために、きちんと東電へ賠償請求したいのです。」こうした声に応えるために、弁護団は日々奮闘しています。

一方で、政府による区域の見直し、除染計画の策定、賠償の基準づくり等の施策が遅れ、東電もこれらの施策を待っていたために、不動産・家財の賠償や除染費用の賠償が、大きく遅れています。

しかし、被災者の方々の生活再建のために、賠償は待ったなしのはずです。いわれのない生活苦や放射能の不安を、これ以上強えられることがないように、弁護団としてもこの局面を乗り越えてゆかなければならないと考えています。

いつかきっと、この時代を振り返る時がやってきます。あの震災のあと、どう考え、何をしてきたのかが問われます。私個人としても悔いが残らないよう、今、精一杯やっていきたいです。

事務局より

事務局長 ■ 坂崎恵美子

節電・暑さ対策に様々なアイデア商品が店先を飾ります。家庭や職場でも、知恵を出し合って、楽しみながら工夫を凝らしている事にワクワクします。これが日本人の素晴らしいところだとも感じます。温暖化・放射能汚染、知恵と努力で克服したいですね。未来の為に。

■ 本木 進

「わっしょい わっしょい」の掛け声で今年も春日部夏祭りの神輿を担いだ。今年で40回目を迎え、25基のパレードだ。やはり担いだ後のすがすがしさは格別。この勢いで、国民の手に政治を取り戻したい。

■ 蔵 明子

きつとハマるまい。と思っていた、お手ごろ価格の半貴石等を使ったビーズアクセサリー作りがストレス解消になつていくようです。

簡単なものしか作れませんが、インターネットラジオを聴きながら、無料放送の映画

を3本立て続けに見ながら、綺麗なものをつないで無心になれるのが心を癒しているようです。

■ 秦野 信代

7月に仔猫がやってきました。先住猫を加えると3匹になりました。生後3か月目ですが、見るもの動くものに興味深々。先住猫の手荒い歓迎にも臆することなく家中を走りまわっています。猫と暮らす楽しい時間がまた増えました。

■ 景山 紫穂

小学生のころ、永遠と思われるほど長い夏休みがありました。とはいえ早朝にラジオ体操という苦行があつて、あれさえなければ完全に自由なものでした。でも早起きしたほうが1日が長く、爽やかに過ごせるというのはあの頃教わったのかも。

■ 持田 理恵



今夏はオリンピックがあります。私の趣味は水泳なので競泳やシンクロナイズドスイミングは時差に負けず、観戦しています。選手の実姿を見ているだけで元気をもらえます！

編集後記

毎回、全員の原稿を集めるだけでもうたいへんです。なんとか、計画どおりお盆前にはお届けできてよかったです。(景山)